

【医薬品名】炭酸ランタン水和物

【措置内容】以下のように使用上の注意を改めること。

〔用法・用量に関連する使用上の注意〕の項の服用に関する記載を

「本剤は噛み砕かずに服用すると溶けにくいので、口中で十分に噛み砕き、唾液又は少量の水で飲み込むよう指導すること。なお、噛み砕くことが困難な患者（高齢者等）には、本剤を粉砕して投与することが望ましい。」

と改め、〔適用上の注意〕の項に

「服用時：本剤は口中で十分に噛み砕いて服用させること。」

を追記する。

（注）患者向医薬品ガイドを作成する医薬品に特定する。